

# 『自然は誰のものか

— 住民参加型保全の逆説を乗り越える — [中編]

森川 純 (JWCS 理事 / 酪農学園大学名誉教授)

前編に続く本稿では、労作である本書が残念ながら抱える若干の問題的側面について建設的な批判を試みる。

なおレビュー作業は、評者の専門分野が国際関係論、アフリカ論、日本外交論、政策決定過程論であることもあり (B)–1 歴史分析 (B)–2 国際政治・マクロ的分析に関連する部分を対象として行う。



アフリカ潜在力 5  
 シリーズ総編者: 太田 至  
 編者: 山越 言、目黒 紀夫、佐藤 哲  
 『自然は誰のものか — 住民参加型保全の逆説を乗り越える —』  
 京都大学出版会 2016年3月刊

## 目次

序章 アフリカの自然は誰のものか—参加型自然保護活動の現状と将来像 山越 言・目黒紀夫・佐藤 哲

### 第1部 自然保護の歴史と現状

第1章 殺さない倫理と殺して守る論理—アフリカのスポーツハンティングを考える 安田 章人

- 1 はじめに
- 2 アフリカ大陸の自然の「発見」と「破壊」そして「保護」
- 3 住民参加型保全を支える野生動物観光の相克
  - (一) サファリ
  - (二) スポーツハンティング
- 4 おわりに

第2章 森の先住民、マルミミゾウ、そして経済発展と生物多様性保全の是非の現状 西原 智昭

- 1 森の先住民のつづやき
- 2 森と野生生物がなくなる—熱帯林伐採業
- 3 森と野生生物はもどらなくなる—マルミミゾウの生存危機
- 4 自然保護区存否の是非—昔と今
- 5 森と森の先住民の行く末—経済発展と環境保全の狭間で

第3章 神聖な森と動物の将来—在来知と科学知の対話にむけて 山越 言

- 1 誰がアフリカの自然を守るのか
- 2 アフリカの自然を守る在来知
- 3 チンパンジーと共存する村ボツソウ
- 4 チンパンジー研究者との遭遇
- 5 ボツソウのチンパンジーの四〇年
- 6 人馴れという原罪
- 7 村人にとってのチンパンジー保全
- 8 主体性と対話による将来

[コラム1] 都市に生きるヒョウと共存—ナイロビ国立公園周辺住民へのケア 山根 裕美

### 第2部 住民参加型自然保護を問直す

第4章 豊かなゆえに奪われる野生動物—タンザニアにおける住民参加型自然保護 岩井 雪乃

- 1 「住民参加型自然保護」をめぐる議論
  - (一) 「要塞型」から「住民参加型」へ
  - (二) 「手段としての参加」と「目的としての参加」
- 2 セレンゲティ地域における参加型自然保護プロジェクトの変化—肉から土地へ
  - (一) 保護区アウトリーチ型の事例—セレンゲティ地域保全プロジェクト (SRCP)
  - (二) 住民主体の保全型の事例—野生動物管理地域 (WMA)
- 3 「目的としての参加」への挑戦—エココミュニティ・タンザニア・プロジェクト
  - (一) 期待すぎないようリスク説明の努力
  - (二) 波乱のパトロールカー
- 4 魅力的すぎるセレンゲティ

第5章 アフリカ熱帯雨林における文化多様性と参加型保全—ふたつの自然保護区における地域社会の比較から 松浦 直毅

- 1 アフリカ熱帯雨林における参加型保全の現状
- 2 ふたつの調査地と地域住民
  - (一) ガボン、ムカラバ・ドウドウ国立公園
  - (二) コンゴ民主共和国、ルオー学術保護区
  - (三) ふたつの調査地の比較
- 3 ふたつの調査地における保全と開発の実践
  - (一) ガボン、ムカラバ・ドウドウ国立公園における事例
  - (二) コンゴ民主共和国、ルオー学術保護区における事例
- 4 おわりに

第6章 コミュニティ主体型共同管理という言説 關野 伸之

- 1 イブの死
- 2 コミュニティ主体型自然資源管理と共同管理
- 3 パンブーン共同体海洋保護区
- 4 ないものとされた漁民の声
- 5 濃淡の異なる「漁民」というアクター
- 6 イブとジャン、そしてアイダー
- 7 弱者の中の強者
- 8 コミュニティ主体型共同管理のジレンマ
- 9 誰の幸せを願うべきか—イブの目指したもの

[コラム2] 新しい保全のあり方とは—「参加型自然保護」のバリエーション 目黒 紀夫

### 第3部 自然保護の新たな潮流と将来像

第7章 新自由主義的保全アプローチと住民参加—エチオピアの野生動物保護区と地域住民間の対立回避の技法 西崎 伸子

- 1 ポスト「持続可能な開発」—市場原理への信望
- 2 主流化する国際環境 NGO
- 3 新自由主義的保全アプローチの事例—国立公園の民営化
  - (一) 「抑圧された人々」とのパートナーシップの可能性
  - (二) 国際観光産業の進展とエコツーリズム開発
  - (三) エチオピア、ネチザル国立公園の民営化
- 4 軽視される住民参加
  - (一) 保全論者の生産モードと遠ざかる現場
  - (二) ネチザル国立公園民営化の失敗
- 5 対立回避の技法—交渉によるオルタナティブの提示
  - (一) 「住民参加」に向けた制度的整備
  - (二) 保障される自然資源へのアクセス
- 6 おわりに

[コラム3] エボラ出血熱の流行で垣間見た自立 森村 成樹・山越 言・松沢 哲郎

第8章 マサイ・オリンピックの先には何がある?—ケニア南部における「コミュニティ主体の保全」の半世紀 目黒 紀夫

- 1 半世紀にわたる「コミュニティ主体」の経験から考える
- 2 サバナに生きるマサイ
  - (一) マサイ社会のあらまし
  - (二) アンボセリ地域の特徴
- 3 アンボセリ地域における野生生物保全とマサイのせめぎ合い
  - (一) 植民地ケニアにおけるマサイと野生動物のかかわりの変遷
  - (二) 国家主導のCBCへの地域社会の対応
  - (三) 伝統文化をめぐる NGO と地域社会の駆け引き
- 4 マサイ・オリンピックの理想と熱狂
  - (一) マサイ・オリンピックが目指すもの
  - (二) マサイ・オリンピックのプログラム
  - (三) 第二回マサイ・オリンピックの当日の様子
- 5 「コミュニティ主体」の野生生物保全の今後と地域社会の「潜在力」
  - (一) マサイ・オリンピックの特徴
  - (二) 青年たちにとってのマサイ・オリンピックの意味
  - (三) マサイ・オリンピックから透かし見る今後の課題

[コラム4] アフリカ自然保護三〇年 小林 聡史

終章 自然保護活動の実践におけるアフリカ潜在力の在処とその行方 佐藤 哲・目黒 紀夫・山越 言

- 1 アフリカ自然保護の歴史的背景と現状
- 2 住民参加型保全の登場と主体性のありか
- 3 「住民参加」が開いた対話の場
- 4 「わたしたち」に何ができるか

## (B) - 1 歴史分析

まず(B)-1の歴史分析に関連する問題から検討する。

考察の焦点は、第1部 自然保護の歴史と現状、第1章 “殺さない倫理と殺して守る論理”の部分に置く。

その理由は、“本章では、アフリカにおける参加型保全を問う出発点として、アフリカの自然保護の歴史と現状をひもとくことを目的とする。つまり、「アフリカの自然はどのように護られてきたのか」、「現在、それらを護るためにどのような活動や政策が展開されているのか」について解き明かしたい。”(はじめに)(p.16)と謳われているからである。

第一に問題と思われるのは本書の全体構成において重要な歴史分析を扱っている部分が事実上、第1章の第2節 “アフリカ大陸の自然の「発見」と「破壊」そして「保護」”の部分(p.18-25)のみであり、与えられた紙数も極めて乏しいことである。

第二に、本書の序章から終章に至る他の執筆者による論考の史的関連部分の記述が、第1章の認識・判断に大きく依存して展開されていることである。

それでは以下の記述を手がかりに第1章の歴史記述が内包する問題の側面について提示したい。

“アフリカの自然保護の歴史にとって大きな転機となったのは、19世紀からのヨーロッパ列強による植民地支配である。19世紀中ごろから、ヨーロッパの探検家らは、凶暴で危険な猛獣が生息する「暗黒大陸」の奥へと進んでいった。その後、内陸部への探検を足がかりに、西欧諸国によるアフリカ大陸への本格的な植民地支配が進められていった。”(p.18)

以上の記述は、一見、何も問題ないような印象を与える。だが果たしてそうした理解で本書の主題に的確に迫れるのであろうか。

問題の核心は、歴史的考察にふさわしい長期的な視座での包括的でバランスある接近と考察がなされていないことである。

言い換えると本書の主題への歴史的考察を行う場合には、近・現代の世界史の展開とアフリカ世界の広大さ・多様さを視野に収めつつ、①植民地支配以前 - ②植民地化への移行期 - ③植民地支配下の時代 - ④独立への移行期 - ⑤独立以降の時代に大きく分けて接近することが必要と考える。

以上の観点から改めて第1章の構成内容を検討してみると①は乏しく、②も事実上オミットされ、③では、アフリカの植民地化が開始された時期を19世紀とし、東アフリカや南部アフリカではその植民地化とほぼ同時期にスポーツハンティングが導入され、産業化されるまでに発展、またその発展が東南アフリカでの野生動物の激減や絶滅の主因となったと以下のように論じる。

“ケニアでは、19世紀末から西洋人によるスポーツハンティングが行われており、1901年にウガンダからインド洋に面するモンバサまでを結ぶウガンダ鉄道が建設されると、ケニア内陸部へのアクセスが容易になり、スポーツハンティングはますます活発化した。(目黒2014)。当時、white hunterと呼ばれた西洋人ハンターたちが欧米からアフリカに渡り、富裕層の狩猟旅行のガイドを務めていた。(ハンター1957)。欧米の財産家たちが、エキゾチックな野生動物のトロフィー(角などの狩猟記念品)を求めて、我先にとアフリカを訪れるようになり、この頃すでにケニアを含めた東南アフリカでは、スポーツハンティングは産業として成立していた。(Lindsey et al. 2007)。”

しかし、生涯で一千頭以上のアフリカゾウを仕留めたと自慢するハンターがいたように(Mackenzie 1987)、過剰な狩猟を主因として、多くの野生動物が激減あるいは絶滅させられた。(p.19-20)と述べている。だが果たしてそれらは客観的な事実裏打ちされているのであろうか。

さらに④の第二次世界大戦後、特に1950年代のブラック・アフリカの独立移行期の、政治的・社会的混乱

期に対する考察も省略される。

“1940年代には、カメラが小型化し大衆化すると、「野生動物の命を獲るのではなく、撮る」観光形態が広まり始める。(Steinhart 2006)(p.25)

しかし同時期にスポーツハンティングは依然として続けられており、特にケニアは欧米人ハンターに人気の場所であり続けた。(目黒2014)

たとえば、1956年にフランスで発行されたある狩猟雑誌にはケニアでスポーツハンティングをおこなうための特集が組まれており、かかる費用や銃の選択などが細かく紹介されていた。”(Paust 1956),(p.25)と記す。

だが、“1940年代”と乱暴に一括りして良いのだろうか。

言うまでもなく1939年から45年春までの期間、欧州大陸は(アフリカ・大西洋・地中海・インド洋を巻き込み)第二次世界大戦の激戦地の一つとされた。また1945年以後もしばらくは戦争の惨禍からの復興で国際観光どころではない状況であった。もっとも戦後に軍事・経済超大国として登場したアメリカの資本とツーリストによる国際大衆観光への参画は別であるが。

またスポーツハンティングに関する記述も、当時の歴史的状況-反植民地運動が高揚し各地での社会混乱も伝えられていた1950年代のアフリカ、特に英国に「非常事態宣言」を招来させたケニアでのマウマウ蜂起(1952年~1956年)や1948年の国策としてのアパルトヘイト政策の導入に対する大規模な批判、抵抗運動が激化していた南アの状況のことを考えると説得力に乏しい。観光は平和があってこそ成立する産業であることを想起したい。また裕福な野生動物狩猟観光客にとっての訪問地は、アフリカ以外にもあったことも含めて。

次に上記の時期区分の②と③関連での史的展開を概観しておきたい。

そもそも西欧植民地列強によるアフリカ大陸の植民地化の歴史は、19世紀末の時期から開始されたのであ

ろうか。

長いスパンで俯瞰してみると、それは以下のように波状的に展開されたことが浮かび上がる。

第1波として、(ブラジルを植民地とした)ポルトガルが大西洋奴隷貿易に深く関与しつつ15世紀後半から17世紀初頭にかけて西アフリカのカーボベルデ諸島や対岸のギニアビサウ、さらには南部アフリカのアンゴラ沿岸部やモザンビークから東アフリカの沿岸部に軍事・戦略や通商拠点や入植地を樹立した時期が指摘されよう。

なおアンゴラとモザンビークでも17世紀前半からポルトガル本国からの入植者の送り込みが促進される。

第2波として、オランダが17世紀後半以降に南アのケープタウンと後背地を足がかりに開始した白人入植者型植民地の建設とその後の外延的な拡大。および19世紀初頭から南アの新たな支配者となった英国による白人入植者の大量送り込み、19世紀後半のダイヤモンドや金の発見を契機とする鉱山業・製造業の発展、カイロからケープをつなぐ「アフリカ縦断政策」を背景とした植民地の拡大・強化が推進される。

その結果、19世紀末までには、南部アフリカの多くの地域が植民地主義支配下に組み込まれ、「ホワイト・アフリカ」化されるのである。

ちなみに第3波としては1830年代からのフランスによるアルジェリアの占領と入植者の送り込み、そしてまた英国の「自由貿易帝国主義」によるエジプトの従属国化に象徴される北アフリカの植民地化が指摘されよう。

従って残余の西アー中部アー東アフリカ地域を主対象とする1880年代後半からの西欧列強による植民地化に向けた取り組みは、第4波となる。

なお、1885年から1914年の第一次世界大戦勃発までの約30年の期間に行われた第4波の植民地化のプロセスも段階的に行われたことに留意する必要がある。言い換えるとベルリンでの分割会議が直ちに植民地化開発となった訳ではなかったという

ことである。

というのは、実際には以下の5つの段階を経て6の植民地開発の着手に至ったと判断されるからである。

その第1は、探検家・宣教師・ジャーナリスト等による内陸部の調査と勢力圏設定の試み。第2は、ベルリンでの1884年末から85年初頭にかけてのアフリカ分割会議による西欧列強間での領土分割確定と相互承認。第3は、植民地主義列強による軍事占領と実効支配体制の確立を目指す試み。第4は、それに対するアフリカ人社会側からの様々な形態・方法による激しい抵抗運動と列強側による鎮圧作戦の展開。第5は、抵抗鎮圧とその後の実効支配体制の構築。第6は、宗主国・資本・(白人入植者)による植民地開発の着手であった。

したがって西アー中部アー東アフリカ地域でのアフリカ人社会側からの初期的な反植民地運動を鎮圧し、西欧列強がなんとか実効支配を構築し第6の段階の植民地開発に着手したのは、第一次世界大戦(1914-1918年)勃発前後の時期に求められると評者は考える。なお第一次世界大戦後のベルサイユ講和会議でドイツがアフリカで領有していたタンガニーカや南西アフリカ等の植民地は、国際連盟「委任統治領」として戦勝国の英・仏・南ア連邦等に委任される。だが「委任統治」といっても実質的には、戦勝国による植民地としての再分割と併合であった。

(Jun Morikawa, 『JAPAN AND AFRICA - BIG BUSINESS AND DIPLOMACY -』、Witwatersrand University Press, Johannesburg, 1997)

なおイタリアの軍事侵攻を阻止したエチオピア帝国は独立を維持、黒人解放奴隷の送付先として米国主導で人為的に創られたリベリアは名目上の独立を得る。

ちなみに上記した第4の段階で同時多発的に起こった反植民地抵抗運動の事例を紹介する。

イギリスは、スーダンでマフディー国家(1881-98)による激しい抵抗

に直面、1885年にはゴードン将軍に率いられるハルツーム守備隊が殲滅させられる。さらに英国は、ゴールドコースト(現ガーナ)でのアシャンティ(1900)、南ア・ナタールでのズール人(1906)、旧ローデシアでの、マタベレ及びマシヨナ人(1896)、ウガンダでのブンヨロによる抵抗(1890-98)等に遭遇する。ドイツは、旧南西アフリカ(現ナミビア)でヘレロ人等による大反乱(1904-06)、タンガニーカでのマジマジ大反乱(1905-07)に直面させられる。

フランスも旧フランス領西アフリカで英雄サモリに率いられた反仏抵抗運動(1884-98)やラビーフ指導下の抵抗運動(1897-1900)に苦しめられる。イタリアは、エチオピアの領有を狙って軍隊を派遣するがアドワの戦い(1896)で敗北を喫し西欧世界に衝撃を与える。

(岡倉登志『アフリカの植民地化と抵抗運動』山川出版社、2010年、参照)

第1章の歴史分析に対する検証作業に戻ると、東・南アフリカ地域で多くの野生生物が激減あるいは絶滅させられた時期を19世紀末から20世紀初めとし、その原因を同地域で当時産業化していたとするスポーツハンティングに求めている。だが上記したようにこの時期のサブサハラ・アフリカ地域は全体として新興の国際観光を支えるような平和な環境にはなかった。

白人入植者植民地として開発された南アでも国際観光を困難とさせる状況が1900年前後の時期に生まれる。

それは被支配民のアフリカ人多数派を前にした英系とオランダ系ボーア人の新旧の植民地主義勢力間の微妙な“対立的協調”が破綻し深刻な軍事対決—特に第2次ボーア戦争(1899-1902)—が勃発したからである。

評者は、アフリカの野生動物の激減や絶滅の主因となったのは、何よりもアフリカ人社会や自然環境に多大なダメージと変容を強いた植民地開発そのものにあつたと考えている。導入された「狩猟保護区」、「国立公

園)、野生動物狩猟観光も人種差別主義に立つ植民地開発の派生物として捉えられるのではないだろうか。

ケニアは南アと比べて極めて短期間の約半世紀という時間で、白人入植者植民地としての開発が—農業部門のそれを核に—権力的、集中的に行われたためアフリカ人社会と自然環境への否定的な影響は大きかったと判断される。そうした中で野生動物狩猟観光の導入であったので野生動物へのダメージは、より深刻なものとなったと考える。

なおコロニアル鉄道(ウガンダ鉄道)に乗り、大英帝国の「王領地」内に建設されたコロニアル都市のナイロビを拠点に、被支配民化したアフリカ人を伴って行った当時の娯楽のための野生動物狩猟観光は、西欧社会内でのそれとは内容でも形態でも方法論でも大きく異なるものとなっていた。

”西欧社会において、特権階級によって確立された「娯楽のための狩猟」、いわゆるスポーツハンティングは、ヨーロッパ列強による植民地支配によってアフリカにも導入された。

そこでの狩猟は、西欧社会でおこなわれていた獵の形式や作法を重視する狩猟とは異なり、近代的な銃によってどれだけ多くの獲物を仕留めることができるかを競う、破壊的な方法であった。”(p.18)と記す。同時にそれがもった政治的、イデオロギー的、文化的な意味合いを次のように紹介する。

”植民地であるアフリカにおいて、多くの被支配民を引き連れ大量の野生動物を狩猟することは、異国の領土の征服と支配による帝国主義を象徴し「他人種」の支配を正当化する意識と役割があった”(カートミル1995)(p.19)

それでは、サハラ以南アフリカ地域での植民地統治と開発が野生動物と生態系にも及ぼした否定的な影響と結果について南アの事例を手掛かりに考察したい。

レナード・トンプソン著、宮本正興、吉國恒雄、峯陽一訳、『南アフリカの歴史』1996年明石書店は、白人

入植者植民地として17世紀後半から組織体系的・継続的に開発が行われた南アで野生動物が19世紀末に至るまでに受けた深刻な影響、背景、結果について次のような興味深い指摘をしている。

”入植民の一部—農家の次男や三男、また農業を成功させるための十分な土地や資金のない者たち—はずでに牧畜や狩猟だけで生活していた。奴隷経済は彼らが他の職業につくことを排除したのである。18世紀を通じて、狩猟を副業とする広範な牧畜農業が白人人口の増加分を吸収した。牧畜に従事するこれらの白人はトレックボーア—半遊牧型農民—として知られるようになる。”(p.109)

”トレックボーアたちの屋敷と屋敷の間、そしてトレックボーアの土地とケープ半島—ここには植民地政府の所在地であるケープタウンと、18世紀を通じて使われた、植民地に二カ所しかないテーブル湾とサイモンズタウンの港が含まれる—との間の交通は、馬の背か牛車に乗って進む起伏の多い行路だった。グラーフ・ライネトとケープの間を往復するには牛車で三ヶ月もかかった。といっても、トレックボーアたちは狩猟と防衛のために銃と弾薬を入手しなければならず、茶、コーヒー、砂糖、タバコなどの基本商品も輸入していた。これらの支払いのために、彼らは羊や牛やバター、ときには象牙をケープタウンの商人に売った。”(p.111)

”1860年代、白人のハンターはトランスバルとその近辺で象を乱獲していた。推定では、毎年53トン以上の象牙がトランスバルから輸出されていたという。その多くは、ケープ植民地の東部のグレアムズタウンの市場を通じて海外に流出していた。”(口絵写真No.14)

以上の記述から評者には次のような情景が浮かぶ。

牧畜に半遊牧型農民として従事した南アの白人入植者とその家族にとって危険と見なされた野生の大型肉食獣・草食獣は積極的に“駆除”さ

れたであろうこと。

また副産物としての象牙やサイ角やヒョウの毛皮等は貴重な現金収入源となったこと。

野生の草食動物は、自給自足的な営みを強いられていた当時のトレックボーア達にとって重要なタンパク源ともされたであろうこと。

さらに19世紀半ばに至る農業植民地としての南アの発展—自然生態系やアフリカ人社会への広範で深刻な打撃と変容を伴うそれ—につれて野生の草食動物も害獣とみなされ積極的な駆除の対象とされたであろうこと等。

その結果、つまり17世紀半ばの植民開始から約250年後の南アの生態系と野生動物は以下のような状況に追い込まれるに至る。

”最西部の完全な砂漠地帯をのぞいて、この地域には多様な食用植物や動物が存在しており、小規模に散在する狩猟採集民の生活が可能になっていた。

同地域には、象、サイ、カバ、バッファロー、ライオン、ヒョウ、キリン、シマウマ、クアッガ、それに多種多様なアンテロープなど動物が豊富にいたが一九世紀末までに火器を装備したハンターたちが多数の地域に踏み込んで、クアッガを含む数種の動物を絶滅させてしまった。”(p.45-4)

ここでいう火器を装備したハンター達が、トレックボーアを指すということは間違いのないであろう。

なおケニアの白人入植者植民地化と野生動物・生態系への影響について検討する際には、以上の歴史を持つ南アからのボーア人農民のホワイトハイランドへの流入に触れた以下の記述も有益と考える。

”植民地政府は、1902年に「王地条例」を發布して、ケニア中央部の広大で最も肥沃な農業適地をイギリス国王の土地と一方的に宣言し、アフリカ人農民から巻き上げた。いわゆるホワイトハイランドの誕生である。—中略—初期入植者としてやって来たのは、南アフリカからのボーア人農民やイギリスの没落貴族

や没落農民であった。”

松田素二、第11章 植民地支配の方程式 1 サバンナのコロニー（イギリス領東アフリカ）、宮本正興・松田素二編、『新書アフリカ史』（p.309）

仮に、トレック・ボアとしての野生動物と狩猟に関する知識、技能、経験を持つボア人農民がケニアに來訪したとしたら、”当時、white hunterと呼ばれた西洋人ハンターたちが欧米からアフリカに渡り、富裕層の狩猟旅行のガイドを務めていた（ハンター 1957）。”（p.20）、にある”狩猟旅行のガイド役”として関与した可能性がある。

執筆者には、南ア・コネクションの可能性については是非、追跡調査をお願いしたい。

以上本書の時間軸が抱える問題の側面について第1章の前半部分の歴史関連の論述に対する内容分析を基に検証を試みた。

第1章に対して厳しい指摘をしてしまったがもちろん肯定的な部分も多く存在する。

それは例えば、20世紀初めのケニアでの狩猟規則の導入の背景や目的や方法論に関する箇所、また独立から現在に至る時期のサファリ観光及び大型野生動物を対象とした狩猟観光の光と影を多面的・実証的に検討している箇所（p.26-32）である。

評者は、それらの部分に加えて第1章を総括する4の”おわり”の部分の考察内容に注目した。

というのは、住民参加型保全の理念と他方での厳しい現実について冷静なレビューを行いつつ出口戦略を考える上で重要な論点整理を行っているからである。

”「住民参加型保全」が台頭した今日、野生生物保全を進める政府や国外の自然保護団体、観光会社は、「護るために殺さない」サファリであれ、「護るために殺す」スポーツハンティングであれ「持続可能性」を標榜し、「自然保護には金がかかる」と叫びながら、そのためにはできるだけ多くの利益を生み出し、地域住民を「満足」させなければいけないと必死にペダルをこいでいるように見える。このような状況は、経済的便益というアメをもって地域住民を懐柔し、政府や自然保護団体、観光会社らが望む「自然」を、矛盾に満ちた保護区で創造し、維持しようとしているように見える。

しかしこのような動向の裏側には、深刻な社会的問題がおこっている。保護区の拡大と自然資源の管理と利用が進む一方で、地域住民による生業活動は一方向的に制限され、彼らの生活実践と主体性は軽視されたままである。アフリカの保護区周辺に住む人々は、住民参加型保全において、

「札東で頬を叩き、黙らせる存在」なのだろうか。このような状況は、「自然との共生/共存」を前提とした「持続可能な社会の創造」につながるのであろうか。

住民参加型保全が主流となった現代においても、社会的問題が発生しているなか、地域住民の声に耳を傾ける必要があるだろう。特に彼らが「自然との共生/共存」を、これまで、いま、そして今後、どのようにとらえてきた/とらえている/とらえようとしているかに注目すべきである。—中略—つまり、アフリカにおける自然保護において、いま現在、「消されている」地域住民の声とその存在そのものに着目し、政府、自然保護団体、観光会社、地域住民など、それぞれが考える「生き方」や「自然（保護）」を重ね合わせて、その地域でのあるべき「人と自然との共存/共生」を目指すことが必要であると考えられる。

「住民参加型保全」とは、なにか。「アフリカの自然保護」は、どこへ向かおうとしているのか。いまそれを問い直す時が来ている。”（p.33-34）

執筆者が展開した以上の広くて深い問題意識が歴史分析と論述に十分に反映されなかったことが評者には残念でならない。執筆者の今後の取り組みに期待したい。

## (B) - 2 国際政治・マクロ的分析

それでは次に国際政治的・マクロ的分析の問題的側面について検討を試みる。

論を進める前に、紙数の関係で前編で論及できなかった2つの疑問について付言しておきたい。

まず”「住民参加型」アプローチは、地域への収益還元を重視する”、という捉え方にコメントしておきたい。

ここで言う収益の還元、とは、主として経済的なそれを意味していると思われる。評者もそれが大事であることは認めるが、より大きな視点

で「住民参加型」アプローチを捉えた場合に重要となるのは、地域住民一般の意思・主導権・利益・ニーズ・プライドといった価値とそれが反映される自治的、民主的なメカニズムではないだろうか。なお地域住民一般と記す訳は、地域社会も階層化されている現実の中で地域社会内の有力者・ボスが「地域の声」を勝手に代弁してしまう傾向が強く見られるからである。

特に地域住民一般の意思とイニシアチブがプロジェクト自体の企画立案—形成—決定—実施—評価—

フォローアップといった一連の過程で相当程度、反映されることになる、それは住民主体型自然保護が実現している証となろうし、地域への”収益の公平、公正な還元”が長期にわたって担保される可能性が高いと思われる。それはいわば”民主化の配当”と言っても良いかもしれない。

次に独立後の新政府がなぜ植民地政府のトップダウン的な方法での自然保護政策・制度を継承したか、という疑問についてコメントしてみたい。

本書で主たる考察の対象とされて

いるのは、「野生の王国」的内実が未だ残されている旧英領の東アフリカと南部アフリカの諸国・地域である。注目すべきは、東西対立を背景に当時の英国政府がアフリカ民族解放勢力の中でも親西側で穏健派の勢力に権力を譲渡することで独立後における影響力の温存を図ったことである。言い換えると、「支配を継続するための退出」という思惑が織り込まれた独立承認であったと言える。

それは旧仏領植民地の民族解放勢力に対する当時のフランス政府の対応とも類似している。権力を移譲された側の新政府当局者もイギリスと西側大国との緊密な関係を維持しつつ、後者からの援助、投資、輸入拡大、技術協力、教育支援を受けながら経済発展の実現を目指す。言い換えれば、新政府が外部依存の発展戦略を円滑に進展させるためには、外部勢力の立場、意向、利害に配慮することが暗黙としてあった。

経済発展は、国内政治の安定と国民統合をもたらす上でも重視される。ただ経済発展を実現するための方法論で重視されたのは、植民地時代に形成された経済・社会構造一肌の色の違いが階級関係や富・土地・機会の不平等な配分に反映されるそれ一が残存されていたとしても、外科手術的で急進的な手段・方法ではなく改良主義的に時間をかけて平和裏に行うことにあった。

その象徴は土地問題であった。政治的独立を達成したケニアでは、第1章が提示したように植民地政府が広大な土地をアフリカ人社会から一方的に接收し、追い出し、人為的に造られた「ホワイトハイランド」を忠実なる現地同盟者勢力である白人入植者に配分したり、同様な権力的方法で、コロニアルな「国立公園」や「保護区」を設置、管理、運営、利用してきた歴史的経緯から、土地の返還や再分配をどうするかということは、最優先で取り組まれるべき問題としてあった。

だが内外のさまざまな利害関係者の立場と思惑が錯綜し、その対応如何によっては既存の経済・社会秩序

を根底から揺さぶりかねない土地問題は、新政府にとっては、政治的リスクと代償が極めて高い「パンドラの箱」であったし、英国を柱とする外部の支援勢力にとっては、白人入植者植民地であったローデシア、ナミビア、南ア共和国での将来の土地問題に対しても大きな影響を及ぼす懸念もあり一新政府の評価がかかる「リトマス試験紙」とされる構図があった。そうした見方を裏付けるかのように土地返還や再分配問題に象徴されるケニア政府の脱植民地化への取り組みは微温的なものにとどまるのである。

ちなみに1994年に成立したマンデラを大統領とする黒人多数派政権でさえ南アの土地問題に対する構造的変革は先延ばしにされ今日に至っている。

独立政府の経済発展戦略に関して述べれば、コーヒーや紅茶などの熱帯商品作物の生産、輸出に次ぐ新たな外貨取得産業である観光業の育成・強化がケニアでも試行される。ケニアやタンザニアの場合、大規模なサファリ観光の実現を可能とさせる客観的条件一野生動物の王国、欧米の巨大な観光市場とのアクセスの良さ、国立公園や宿泊施設といった基本インフラの存在、政治的安定等一を備えていた。

また国際大衆観光は雇用や所得や地域振興にとっても大きな波及効果が期待されたから国内政治的にも大きな意義を持った。

以上の観点から捉えるなら大型野生動物とその生息地を持続的に保全することは、大規模な国際サファリ観光を育成・発展させる上で極めて重要となる。ここに新政権の政策的ニーズと原生自然保護主義的政策が結合する余地が生まれる。

ちなみにケニア独立から約40年間の成果について次のように指摘されている。

”2004年には、約120万人の観光客によって、4億9500万USドルの消費が生み出され、海外の支援も受けつつ数多くの保護プロジェクトが実施されてきた。”(Fletcher and Murakabati 2008; 目黒 2014) 第1章 (p.28)

付言するならば、植民地政府のトップダウン的な方法での自然保護政策・制度の継承の背景には、独立移行期における植民地時代の行政組織の再編とも関係していたと考える。

人種差別主義的な植民地教育政策の影響によりアフリカ人の大学卒業生数が極めて限られていた独立当時では、行政組織のアフリカ人化一特に上層部のそれ一をどう進めるかは大きな政治問題となっていた。穏健派の政府の多くは、専門行政官の採用は、情実任用ではなく資格任用制をベースに漸進主義的に対応せんとする。もっとも独立以後の政治指導者への権力集中やそれに伴う汚職・腐敗問題の構造化を背景に資格任用制の内実を次第に怪しくさせるのであるが。

その結果、行政組織内でアフリカ人スタッフが上層部で多数派を占めるまでにはタイムラグが生じる状況が生まれる。それはまた官僚組織内での白人幹部やアドバイザーの影響力を一定程度残存させる状況を生む。

もっとも官僚組織の運営においては、上意下達、前例と規則、専門家主義、さらには政策の整合性、連続性などが重視される傾向が強いことを考慮すると、この面でも野生動物保全政策に関する基本政策・制度が植民地政府から独立政府に移行される過程において好ましい環境を提供した可能性がある。

とはいえ評者がもっとも重要と考えるのは、最高政策決定者となった初代大統領ケニヤッタが観光促進との関連で国立公園の維持や拡張に強い関心・政治意思を持っていたことである。それに関しては、元国立公園協会会長のオリンド博士が「野生生物保全論研究会」会報 No.57、2009年の「ペレツ・オリンド回顧録」一3、アンボセリ国立公園 マサイコミュニティとの交渉 (1) 公園拡張の大統領命一において、「大統領は国立公園が管理する野生生物保護による観光促進が有益であるという認識をもっていった。」と重要な証言を行っていて注目される。

(『P.オリンド回顧録』JWCSウェブサイト [http://www.jwcs.org/data/0905\\_orindo.pdf](http://www.jwcs.org/data/0905_orindo.pdf))

(次号に続く)